

令和6年度 介護報酬制度における山口県の「中山間地域等」

令和6年4月1日現在

「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算(5%)対象地域							
市 町	特別地域加算(15%)の対象地域			小規模事業所加算(10%)の対象地域			
	離島振興対策 実施地域 ア	振興山村 イ	厚生労働大臣が 定める地域(注1) ウ	特定農山村地域 エ	過疎地域 オ	半島振興対 策実施地域 カ	辺地 (注2) キ
岩 国 市	【旧岩国市】柱島、 端島、黒島	【旧岩国市】北河内村、 南河内村、師木野村 【旧本郷村全域】本郷村 【旧周東町】川越村 【旧錦町全域】広瀬町、 深須村、高根村 【旧美川町】桑根村 【旧美和町全域】秋中 村、賀見畑村、坂上村	【旧美川町】小川、四馬 神、添谷	【旧本郷村全域】本郷村 【旧周東町全域】祖生村、 高森町、米川村、川越村 【旧錦町全域】広瀬町、深 須村、高根村 【旧美川町全域】桑根村、 河山村 【旧美和町全域】秋中村、 賀見畑村、坂上村	【旧本郷村全域】本郷村 【旧周東町全域】祖生 村、高森町、米川村、川 越村 【旧錦町全域】広瀬町、 深須村、高根村 【旧美川町全域】桑根 村、河山村 【旧美和町全域】秋中 村、賀見畑村、坂上村		あり
和 木 町							なし
柳 井 市	【旧柳井市】平郡島			【旧大畠町全域】神代村、 鳴門村	【旧柳井市全域】平郡 村、日積村、柳井町、新 庄村、余田村、伊陸村、 伊保庄村、阿月村 【旧大畠町全域】神代 村、鳴門村	全域	あり
周 防 大 島 町	【旧久賀町】前島 【旧大島町】笠佐島 【旧東和町】情島 【旧橋町】浮島			【旧久賀町全域】久賀町、 蒲野村 【旧大島町全域】蒲野村、 屋代村、小松町、沖浦村 【旧東和町全域】油田村、 和田村、森野村、白木村	全域	全域	あり
上 関 町	祝島、八島				全域	全域	あり
田 布 施 町	馬島						あり
平 生 町	佐合島					全域	あり
周 南 市	【旧徳山市】大津島	【旧鹿野町全域】鹿野 町、須金村、串村		【旧鹿野町全域】鹿野町、 須金村、串村			あり
下 松 市							あり
光 市	【旧光市】牛島						なし
山 口 市		【旧山口市】仁保村、小 鯖村 【旧徳地町】柚野村、八 坂村、出雲村、串村 【旧阿東町全域】篠生 村、生雲村、地福村、徳 佐村、嘉年村		【旧山口市】仁保村、小鯖 村 【旧徳地町全域】柚野村、 八坂村、出雲村、串村、島 地村 【旧阿東町全域】篠生村、 生雲村、地福村、徳佐村、 嘉年村 小野村	【旧徳地町全域】柚野 村、八坂村、出雲村、串 村、島地村 【旧阿東町全域】篠生 村、生雲村、地福村、徳 佐村、嘉年村 【旧秋穂町全域】		あり
防 府 市	野島			小野村			あり
宇 部 市		【旧楠町】万倉村		【旧楠町】万倉村			なし
山陽小野田市							なし
美 祢 市		【旧美祢市】西厚保村、 東厚保村 【旧美東町】大田町、綾 木村、赤郷村 【旧秋芳町】共和村		【旧美祢市】万倉村、西厚 保村、東厚保村、於福村 【旧美東町全域】大田村、 綾木村、真長田村、赤郷村 【旧秋芳町】共和村	全域		あり
下 関 市	【旧下関市】六連 島、蓋井島	【旧豊田町】西市町、殿 居村 【旧豊北町】田耕村、宇 賀村	豊田町 豊北町	【旧菊川町】内日村 【旧豊田町全域】殿居村、 豊田中村、西市町、豊田下 村 【旧豊浦町】宇賀村 【旧豊北町】宇賀村、角島 村、田耕村	【旧豊田町全域】殿居 村、豊田中村、西市町、 豊田下村 【旧豊浦町全域】豊西 村、黒井村、川棚村、小 串町、宇賀村 【旧豊北町全域】宇賀 村、神玉村、角島村、神 田村、阿川村、粟野村、 滝部村、田耕村		あり
長 門 市		【旧油谷町】菱海村	【旧油谷町】津黄、後 畑、角山、向津具下、向 津具上、川尻、蔵小田	【旧長門市全域】通村、仙 崎町、深川町、俵山村 【旧三隅町全域】三隅町 【旧油谷町全域】菱海村、 日置村、宇津賀村、向津具 村	全域		あり
萩 市	【旧萩市】見島、大 島、相島、櫃島	【旧川上村全域】川上村 【旧田万川町】須佐町、 小川村 【旧むつみ村】高俣村 【旧須佐町】弥富村 【旧旭村全域】明木村、 佐々並村 【旧福栄村全域】福川 村、紫福村		【旧萩市】三見村 【旧川上村全域】川上村 【旧田万川町全域】須佐 町、小川村、江崎町 【旧むつみ村】高俣村 【旧須佐町全域】須佐町、 弥富村 【旧旭村全域】明木村、 佐々並村 【旧福栄村全域】福川村、 紫福村	全域		あり
阿 武 町				全域	全域		なし

(注1) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成12年2月29日厚生省告示第53号)を指す。
(注2) 辺地については別表(辺地地域一覧)により確認ください。
(注3) 加算対象地域であるか、地名のみでは判断できない指定地域があります。具体的な対象地域については、各市町にお問い合わせください。

